

新たな高校教育に関する指針 概要版

第1章 基本的な考え方

指針の趣旨

・「高校教育推進検討会議」の答申（平成17年12月）に基づき、未来を担う人材を育むための高校教育の基本的な考え方と施策を示したものであり、平成20年度から順次実施

本道の高校教育の現状と課題

・国際化、高度情報化、少子化の進展等の社会の変化
 ・高校進学率が98%を超える中、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等の一層の多様化
 ・家庭学習の時間や学ぶ意欲等、学力の状況に関する課題や、不登校、中途退学などの生徒指導上の課題
 ・中学校卒業者が急減している状況における高校配置
 ・地域に開かれ、信頼される学校運営の改善と教職員の資質能力の向上

本道の高等学校に求められる教育

人材育成の3つの視点

・個性や能力を生かし心豊かでたくましく生きる人
 ・社会の変化に柔軟に対応できる人
 ・本道の明日の地域を支え産業を担う人

本道の高校教育を推進する5つの方策

・未来を担う人材を育むための教育内容の改善・充実
 ・多様な選択を可能にするための教育制度等の改善
 ・教育のプロとしての教職員の資質能力の向上
 ・教育に対する信頼に応えるための学校運営の改善
 ・教育水準の維持向上を図る高校配置

高校教育のあるべき姿を踏まえた配置の検討

高校教育のあるべき姿

第2章 教育内容の改善・充実	第3章 教育制度等の改善	第4章 教職員の資質能力の向上	第5章 学校運営の改善	第6章 教育水準の維持向上を図る高校配置
<p>個性や能力を生かし心豊かでたくましく生きる力の育成</p> <p>確かな学力の育成 豊かな人間性の育成 「生きる力」を支える心と体の育成</p> <p>社会の変化に柔軟に対応できる資質・能力の育成</p> <p>国際理解教育の充実 理科・数学教育の充実 情報教育の充実 環境教育の充実</p> <p>本道の明日の地域を支え産業を担う資質・能力の育成</p> <p>組織的・系統的なキャリア教育の推進 時代の進展に対応し、地域社会と連携した職業教育 「食」と「観光」に関する指導の充実を図る職業教育</p>	<p>多様な選択を可能にするため、多くの通学区域に総合学科、全日制普通科単位制の設置 普通科の選択学習の充実を図るため、フィールド制を新たに導入 職業学科の充実のため、生徒の進路実現への支援や地域・産業界等との連携協力を推進 地域が一体となって農業の担い手を育成するため、総合的な連携システムのモデル的な導入 生徒の多様なニーズに応えるため、札幌市以外に多部制など単位制による定時制高校の設置を検討 通信制課程の充実を図るため、協力校に対する支援体制の強化 学校間連携による教育活動の一層の充実を図るため、「ほっかいどうスクールネット」を活用した遠隔授業の実施</p>	<p>平成17年に策定した「学校パワーアッププラン」を基本に、教職員の資質能力向上のための各種施策を推進 教員の授業実践力の向上を図るため、研究チームを組織 学校の活性化を図るため、学校職員の評価制度を導入</p> <p>読書好きの高校生を育てるため、読書活動の機会の充実 学習指導の連携や大学進学を支援するため、高大連携に関する協議会の設置を検討 学校選択幅を拡大するため、石狩第1学区から第7学区までの通学区域を一学区に拡大 農業科・水産科の活性化を図るため、入学を希望する道外中学生の受け入れ 再編に伴い、経済的理由により通学が困難となる生徒への支援を検討</p>	<p>学校評価に基づく学校運営の改善と地域への積極的な情報提供 地域に開かれ、信頼される学校づくりを一層推進するため、地域運営学校（コミュニティ・スクール）をモデル的に導入</p>	<p>活力ある教育活動を展開するため、1学年4～8学級を望ましい学校規模として再編 生徒の進路選択等に配慮し、複数年を見通した配置計画の策定 私立高校の配置状況に配慮した定員調整の実施 本道の広域性を踏まえ、地域キャンパス校の導入 農業科や工業科を再編する際に、産業キャンパスの導入 昼間定時制を全日制へ転換</p> <p>【具体的内容については裏面に記載】</p>

第6章 教育水準の維持向上を図る高校配置

1 公立高等学校配置の現状と課題

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・中卒者数の大幅な減少 ・生徒の進路希望等の多様化 ・学校の小規模化 | ➡ | 多様な個性や学習ニーズに応じた教育環境の整備
学校を取り巻く環境の変化に即した学校・学科の配置
生徒の進路選択や安定した学校経営に考慮した公表時期と方法 |
|--|---|--|

2 高校配置の考え方

- | | |
|---|---|
| (1) 配置の基本的な考え方
高校進学希望者数に見合った定員の確保、教育水準の維持向上と教育の機会均等を図る観点から、地域の実情等を考慮しながら適正な高校配置
ア 全日制課程 1学年4～8学級を望ましい学校規模とし、再編整備など
イ 定時制課程 多部制など単位制定時制高校の設置などを検討
ウ 学級定員 高校標準法に基づき40人、「特例2間口校」の廃止
エ 公立高校と私立高校の関係 私立高校に配慮し、公立高校の中卒者数に応じた一定比率に基づく定員調整 | (2) 配置計画
計画の取扱い (計画は平成20年度以降を対象)
・平成18年度は平成20～22年度までの具体的な配置計画とその後4年間の見通しを提示
・平成23年度以降は3年間の具体的な配置計画とその後4年間の見通しを計画開始年の3年前に提示

計画の一部変更 急激な中卒者数の増減や生徒の進路動向など、必要に応じて計画を一部変更

市町村立高校 設置市町村と協議し計画に反映 |
|---|---|

3 全日制課程の配置

- (1) 再編整備の進め方
 生徒の学習環境の充実を基本とし、都市部と郡部の違い、中卒者数、本道の基幹産業との関連、地域の実情や学校・学科の特性、さらには市町村合併などを考慮し再編整備
 なお、都市部に複数校ある場合、望ましい規模の学校についても地域の実情などに応じて再編整備

- ア **小規模校の取扱い** 第1学年3学級以下の高校は、原則として、再編整備
 (ア) 第1学年3学級の高校 望ましい学校規模となるよう近隣高校との再編
 (イ) 第1学年2学級以下の高校

a 第1学年2学級以下の高校(離島の高校等を除く。)は原則として、 ・通学区域における中卒者数の状況 ・学校規模 ・募集定員に対する欠員の状況 ・地元からの進学率 ・通学区域内における同一学科の設置状況などを総合的に勘案し、順次、再編整備 地域キャンパス校 ・ただし、地理的状況等から再編が困難で、かつ地元からの進学率が高い場合は地域キャンパス校化 ・第1学年1学級から順次導入 ・第1学年2学級 5月1日現在の第1学年全体の在籍者が40人以下となった場合は1学年1学級の地域キャンパス校 ・第1学年1学級 5月1日現在の第1学年の在籍者が20人未満となり、その後も生徒数増が見込まれない場合は再編整備	b 離島の高校 ・5月1日現在の第1学年の在籍者が10人未満となり、その後も生徒数増が見込まれない場合は再編整備 農業又は看護学科を置く高校 ・第1学年2学級 5月1日現在の第1学年全体の在籍者が40人以下となった場合は、学級減を含めて、今後の在り方を検討 ・第1学年1学級 地域キャンパス校と同様 連携型中高一貫教育校 ・5月1日現在の第1学年全体の在籍者が40人以下となり、その後も生徒数増が見込まれない場合は、当該市町村と協議した後、再編も含めて、今後の在り方検討
--	--

- イ **大規模校の取扱い**
 第1学年9学級以上の大規模校は望ましい学校規模に学級数の調整

- (2) 普通科 単位制高校 各通学区域に設置を基本
 フィールド制 各通学区域に導入を基本
 (3) 総合学科校 各通学区域に設置を基本
 (4) 中高一貫教育校 既設置校の成果等を検証、併設型や一体型の市町村での設置を促進
 (5) 理数、体育及び外国語に関する学科 現状の配置を基本
 (6) 職業学科

農業	時代の変化に対応した学科転換、農業系列を設定した総合学科への転換を検討
工業	時代の進展や地域産業の特性に対応した学科転換、工業系列を設定した総合学科への転換を検討
商業	時代の変化に対応した学科転換、総合ビジネス科への転換や商業系列を設定した総合学科への転換を検討
水産	地域水産業の特徴に応じた学科への転換を検討
家庭	学科の在り方検討、総合学科の家庭科系列などによる家庭科教育の充実
看護	5年一貫教育による看護教育の充実
福祉	総合学科の福祉系列などによる福祉教育の充実

産業キャンパス

再編となる農業科や工業科の高校で産業教育施設や実習地などを有効活用するための産業キャンパス化の検討

4 定時制課程の配置

- (1) 再編整備の進め方
 多部制など単位制定時制高校の設置検討

第1学年1学級の高校

- ・5月1日現在の第1学年の在籍者が10人未満となり、その後も生徒数増が見込まれない場合は再編整備

複数学科の高校

- ・いずれかの学科で5月1日現在の第1学年の在籍者が10人未満となり、その後も生徒数増が見込まれない場合は、学科の見直しを含めた再編整備

- (2) 多部制など単位制定時制高校
 ・札幌市以外の都市部で設置検討

- (3) 昼間定時制課程
 ・全日制課程への転換及び学科転換の検討
 ・市町村立高校は設置者とその在り方について協議

5 道立高校の市町村への移管

- 市町村立高校として設置の要望がある場合は、当該市町村と移管の協議